

新宿区多文化共生連絡会

新宿多文化共生推進会議検討ワーキンググループ

会議要旨

日時 : 平成23年10月13日(木) 18時から19時30分
会場 : 新宿区役所本庁舎3階 301会議室
参加者 : 名: 11名 山脇啓造(明治大学 国際日本学部 教授)
小林普子(みんなのうちに)
山本重幸(共住懇)
金 朋央(コリア NGO センター)
丁 寧 (国際交流基金)
山本ゆみ(外国人総合相談支援センター相談員)
月橋達夫(新宿区多文化共生担当副参事)
宮端啓介(しんじゅく多文化共生プラザ所長)
小滝 靖(新宿区 文化観光国際課主査)
青江 和(新宿区 文化観光国際課主事)
高橋直郁(公益財団法人新宿未来創造財団)

～挨拶・資料説明～

区: お忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。仮称「新宿多文化共生推進会議」(以下、「推進会議」) 検討ワーキンググループ(以下、「WG」) の第3回目を開催いたします。これまでの議論を踏まえて、案を修正してあります。本日、案を決めてしまうわけではありません。今月24日に多文化共生連絡会(以下、「連絡会」) の全体会が開催されますが、その後も議論を続けます。では、初めに、案の説明をさせていただきます。

【配布資料に沿って事務局が説明】

～メンバー構成について～

A: 学識経験者の中に外国人も含めることは条例に記載しないのでしょうか。

区：条例には、学識経験者の中に外国籍の方を入れることについて盛り込みません。国籍にかかわらず、人選をしていきます。

A：学識経験者に1名、外国籍の方を入れると、日本人と外国籍の方との全体の比率が、5：5や4：6になるとかは考えているのでしょうか。それとも私達が考えていいのでしょうか。

区：前は、日本人と外国籍の方との全体の比率が2：3になるものをお示ししました。外国籍の方の中でも、国別の人数バランスをとる必要があると考えています。

A：自治基本条例における区民は、区在住の方に限りませんが、この条例においても同様ですか。

区：そうです。在住には囚われません。外国人登録法における方も、資格要件に入れていきたいと思っています。日本国籍、外国籍だけで分けてしまうと不備がでてきてしまいます。

A：第三者が見た時には、構成メンバーでその会の性格を理解しようとするので、構成メンバーは重要です。

区：予め構成メンバーをキッチリ固めてしまうのは難しいし、危険であるとの話が、前回ありました。例えば、公募への応募者の状況により、委嘱される方々のバランスを調整していくことも考えられます。その選考の手順が非常に重要であるとの話もありました。また、予めテーマを示して、テーマにふさわしい方を募集するお考えも示されました。

B：条例（案）第3条第1項における第1号には「1年以上」の条件があるのに、第3号には無いのはどうしてでしょうか。

また、同第1号の5名以外は、日本人になる可能性があり、結果的にこの5名以外は日本人で占めてしまう恐れがあるので、予め外国籍の方の枠が無いと多国籍にすることが確保されないのではないのでしょうか。第3条第1項の各号で国籍割合を定めるのは難しいとしても、全体として外国籍の方が半数以上にするを方針として明記した方がいいと考えます。

区：第3条第1項の表現は未だ決まってなく、調整中です。構成メンバーにおいて外国籍の方が少なくなるのを心配しているようですが、同第4、5、6号の該当者にも多くの外国籍の方がいます。日本人だけの会議にならないように配慮します。また、条例では

細部まで規定はせず、むしろ、その下位の規則において詳細を規定することが一般的です。

C：第3条第1項第1号は、単に「外国人区民」だけでいいのではないのでしょうか。なぜ、第3号と異なり、こちらだけ「1年以上」の条件を付けるのでしょうか。

同第4号に該当する方の出席は、新宿区外国人相談窓口相談員（以下、「相談員」）の代表としてか、あるいは、個人としてか、どちらになるのでしょうか。

区：第4号については、身近な相談窓口で外国人の方の意見を聞いている立場の人を選びたいという思いから設けました。

C：外国人相談窓口に寄せられた代表的な意見について検討する時に出席していただくことがいいのかと思いお聞きしました。

区：新宿区役所としんじゅく多文化共生プラザにある外国人相談窓口等に携わっている方の中からの代表として参加していただきます。

A：区長と相談員とが行政側の人として分けられます。相談員の役割が情報提供だけなら、構成メンバーになってもらう必要があるのでしょうか。他の構成員と比べると違和感を覚えます。

C：事務局側のメンバーでいいのではないかというご意見ですね。

区：相談員は、行政側ではありません。

A：相談員は、実態として行政の中で仕事をしている人たちです。

区：行政サービスを提供する側の立場の意見を言うことになるということでしょうか。

A：相談員が、推進会議に情報を提供するのはいいですが、その中に入って議論する立場ではないように思えます。

区：日ごろ外国人の意見を身近なところで聞いていることから、生活に関連した施策を検討する際に、参加していただいた方がいいと思い、案として出させていただいています。ただ、こだわってはいないので、そのようなご意見があるのでしたら議論する余地はあると思います。

A：相談員の発言が、行政側の意見だと勘違いされる恐れがあります。今、説明されたので、初めて私も、彼らが行政の側でないことが分かりました。行政の窓口にいると、誰でも行政側の人だと思ってしまいます。

区：相談員自身も、どの立場で発言したらいいか困るかもしれませんね。

C：部会のメンバーは、テーマによって選ぶのでしょうか。

区：部会は推進会議の中でテーマを設定することを前提にしています。

専門家を外部から招聘して意見を聞くことはできると思います。

条例（案）第5条第5項にその旨が謳われています。

C：テーマによっては、推進会議メンバーだけでは対応できないものもあるかもしれないと
思い確認しました。

E：条例（案）が示されたのは今回が初めてですか。

区：区の法規担当部署と調整し、会の性格からも条例で規定すべきではないかとの意見が
あり、前回、提出しました。

E：私も条例化には賛成です。区長が委員に入ることになった提案は今回が初めてですか。

区：前回提案させていただきました。

E：他の自治体を見ても、このような会議体に区長が入るのは初めてではないでしょうか。

区：新宿区に限って言いますと、次世代育成推進協議会というものがあります。そこでは、
区長が会長を務めています。外国人区民会議のようなものについては、自治体で初めて
と思います。

E：推進会議の提言の提出先は誰になるのですか。区長も推進会議に入って提言を作って、
区長に提言するのですか。次世代育成推進協議会では、そうしているのですか。

区：そうです。区長へ提言を提出しています。

A：次世代育成推進協議会は、構成メンバーが非常に多いですね。

区：約40名です。青少年協議会が最初に設置されて、それに次世代育成の内容を加えて構成された経緯があります。

E：この協議会に区長が座長になって何年になりますか。

区：青少年協議会から約17年になります。これに関しては、関係法により首長が協議会の長を務めることになっています。推進会議については、法律の規定はありません。

E：次世代育成推進協議会は、区長が座長でうまくいっていますか。

区：うまくいっていると聞いています。

A：次世代育成推進協議会は、分科会がたくさんあり、分科会の内容に合ったメンバーにより構成されています。

B：地域活動団体からも参加していますか。

区：地域活動団体から20名との規定になっています。

C：今回の推進会議では、地域団体枠が3名以内になっている点が、他から指摘を受けるかもしれません。

区：地域団体から参加していただく方、公募で地域から参加していただく方などがいらっしやり、結果的に地域や国籍のバランスがとれるような過程を作れるとよいと考えます。これを前もって割り振ってしまうと矛盾が生じる可能性があります。

A：国籍別の人口を配慮してフランス人を選んでも、多文化関連の会議や、小学校の事業などにはほとんど出ていません。地域間のバランスだけを求めて単純に人数を地域数で割って選出しても、多文化共生に対する問題意識が低い人が選ばれる可能性があります。メンバー構成は、会議の性格を決めるため、とても重要なのでじっくり考える必要があります。

E：私も人数の枠はあった方がよいと考えます。外国人登録法は来年廃止され、住民基本台帳法に移行します。この条例は、その挟間に策定されますが、第3条第1項の表現は調整しないといけないと思います。

相談員の中から必ず一人は、構成メンバーに入れなくてはいけないというものではないと思います。

区：前回、区長を座長とする案を提出させていただきましたが、皆様からは、結果がすべて決まった状態で会議が開催され、決定がなされることに心配とのご指摘がありました。

附属機関の長を、行政機関の長が兼ねることの問題もあります。法律で禁じられていないことではありませんが、運営上いかなるものかとの指摘は外部から必ずあります。

今回、区長が座長でなく委員として参加するにしても指摘はありますが、区長には、委員の皆さんと一緒に是非議論をしたいとの強い思いがあります。

E：議論によっては、区長の意見が通らない場合もあると思いますが、その場合はどのようになりますか。

区：制度の設計によって、そのような場合もあるようにしないといけなく、そうでないのご批判を受けることになると思います。この点は、区長も十分承知しております。

D：区長に、他の委員の意見を聞く耳があるのなら、参加していただくのは良いことだと思います。

E：他の委員の意見を聞かれるタイプかどうかが問われると思います。

F：区長は、正副委員長になるとは限りませんか。また、区長が、欠席される場合でも推進会議は開催されますか。

区：正副委員長になるとは限りません。また、区長が欠席する場合でも、他の要件が満たされていれば開催されます。

A：川崎市等のメンバー構成の規定はどのようになっていますか。全体として外国籍の方何%とか定められていますか。第3条第1項第3号の「多文化共生の推進に関心を有」しているかどうかはどのように判断するのでしょうか。

区：浜松市の規定は、かなり大雑把なものです。なお、浜松市の委員の選考過程は、次回の全体会で報告します。

E：たぶん川崎市では、応募理由の作文の提出がありました。

区：公募の場合には、委員として選んだ、または選ばなかった客観的な理由を明確にする必要があります。

D：構成メンバーについて、本日提出があった条例（案）第3条とWG資料の「4」との内容が異なるのはどうしてでしょうか。

区：条例では、骨組みだけを決めます。細部は事務要領等で決めます。

E：浜松市は、委員が10人です。川崎市は外国人代表者会議で、委員全員が外国人です。

D：メンバー構成の内訳は明記した方がいいと思います。

区：条件が複数あると、メンバー構成が完全には重複することなく排他的にできないので人数設定に苦労しています。

A：配布されたWG資料「1 趣旨」には、「外国人の区政参画を推進し」とあるので、この点に重きを置くのなら、選出すべきメンバーも異なってくるし、外国籍の人が多くなるといけないと思います。ただ、条例（案）には、「外国人の区政参画」について言及していないので、この点はどうか明確にする必要があります。

区：WG資料「2 設置の背景」の二つ目の点にあるとおり、区長のマニフェストには「区政参加を進めるため（仮称）新宿多文化共生推進会議を設置します。」とありますので、一義的には、外国人の区政参加が目的になっています。

条例（案）においては、皆さんの議論を受けて、「ともに快適に暮らすまちづくりを目指して」としてありますが、この点も今後議論をしていく必要があると思います。

E：浜松市は委員の名前を見る限り、日本人は2名で、残り8人は外国人が委員になっています。メンバー構成を考える際にも、条例の目的が大事です。

区：無国籍の方も含めて国籍について、どのように表現にして漏れのないようにするかが難しいのですが、漏れがあったり不備があったりすることが無いようにしなくてはなりません。

B：新宿区住民の多様な国籍を反映する旨を条例に記載した方がよいと思います。また、外国籍の方を半数以上にするのかも議論になると思いますが、条例に明記した方がよいと思います。

区：外国籍の方かどうかは別として、いわゆる「外国人」が過半数以上ということが、当初イメージされていました。

～会議の名称について～

B：話は変わりますが、会議の名称はこれで決まりですか。いつ決まるのでしょうか。

区：いいえ、未だ仮称です。「多文化共生」は必要だと考えます。ただ、「多文化共生」は理解やイメージがしづらいとの話がありました。また、「まちづくり」を入れた方がいいのではないかとの話もありました。名称の決定は、条例が策定されるギリギリまで持ち越されることもあり得ます。

24日の全体会に提出する案で、ここだけは決めておきたいという点があればご発言願います。

E：外国人も日本人もそれぞれ多様であるので、第1条において、外国人と日本人とに分けるよりは、それに言及せず、単に「多文化共生」と言った方が、意味が広くなりよいと思います。

4, 5年前に、宮城県で「多文化共生社会の形成の推進条例」を策定しました。その際の「多文化共生社会」の定義は、「国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会」となっていました。一般的には、「外国人と日本人の協働」がよいのでしょうけど、私は、個人的には違和感を覚えます。

C：自治基本条例の前文に、「多文化共生社会の推進」と謳われています。それとの整合性を図る必要があると思います。

E：新宿区の自治基本条例では、「世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会」と謳われています。

区：自治基本条例の精神を受け継ぎ、基本とすることは条例の中に盛り込んでいきたいと考えています。

Eさんのご意見としては、「外国人と日本人」という二極的な表現は良くないということですか。

E：私は、個人的には、そう考えます。自治体のこのような文書では一般的に多いですが。

～他の自治体の関連条例の制定状況について～

区：足立区で、多文化共生基本条例が頓挫した背景はどのようなことがあったのでしょうか。

E：議会对策の失敗です。保守系議員から反対を受けました。外国人が増えると犯罪が増えるとか、外国人より日本人を優先すべきだとの意見がありました。

宮城県で条例を策定した時には、民主党と自民党の議員1名ずつが策定委員に入ってもらいました。推進条例の中に推進会議の設置も謳っています。

～挨拶～

区：24日の全体会においても、叩き台を提出して意見を頂きますが、案はまとめません。その後の11月のWGで、連絡会の案をまとめ、その後の全体会に提出し決定します。

今年度中には、区として結論を出したいと考えています。

今までの議論を最大限反映したものを全体会に提出したいと考えていますので、24日の全体会にも是非出席していただきたいと思います。

C：24日の全体会の際に、条文の逐条解説を付けて欲しいです。その方がWGの今までの議論が分かると思います。

区：分かりました。本日は、長時間にわたりご議論をいただきましてありがとうございます。

以上